

令和5年度マイナンバーカード普及啓発促進事業委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和5年度マイナンバーカード普及啓発促進事業委託業務

(2) 事業の目的

マイナンバーカードをデジタル社会の基盤と位置づけ、普及促進の取組を進めてきた結果、国民全体に対するマイナンバーカードの保有枚数率は70.0%（令和5年6月末時点）となっています。しかしながら、本県におけるマイナンバーカードの保有枚数率は67.1%（令和5年6月末時点）と全国45位に位置している状況です。

マイナンバーカードはデジタル社会における基本ツールとして、今後、国や自治体において様々なデジタル化の取組が進む中で、マイナンバーカードを前提とした制度やシステムが構築されることが見込まれることから、本県においてもデジタル社会の到来に向けた環境を整えていく必要があります。

そこで本事業では、全国的にも保有枚数率が50.9%（令和5年6月末時点）と低い0～4歳の乳幼児や、マイナンバーカードの取得が困難な高齢者施設入居者等に対し、カードの利便性を周知するなどの啓発を行うとともに、積極的にカードを取得する機会を提供することを目的としています。

(3) 事業内容

別添「令和5年度マイナンバーカード普及啓発促進事業委託業務 提案依頼書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月31日まで

2 見積限度額

10,829千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

なお、契約締結時には、本事業における出張申請受付・サポートの受付件数1件につき一定の金額※を、上記の事業実施に要する経費とは別途支払う内容とします。

※金額については、確定次第、別途お知らせします。

3 審査委員会の設置

別途定める「令和5年度マイナンバーカード普及啓発促進事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 企画提案者の決定方法

公募型

5 企画提案者の募集

企画提案者の募集は、別途「令和5年度マイナンバーカード普及啓発促進事業委託業務 公募型プロポーザル募集要領」に定めます。

6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後に、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整った後に、随意契約の手続きに進みます。10日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県内に主たる事務所（本社又は本店）を置く者であること
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

8 説明会

日時：令和5年8月4日（金）13時30分から

場所：本町ビル4階会議室（住所：高知市本町5丁目2番17号）

※ 説明会に参加を希望する事業者は、令和5年8月3日（木）の午後5時までに、説明会参加申込書（別紙様式-①）を高知県総務部市町村振興課あてにFAXまたは電子メールで送信し、電話により着信を確認してください。

※ 参加人数は、会場の都合により1事業者につき2名まででお願いします。

※ 説明会に参加しなくても本プロポーザルへの参加申込は可能です。

9 質疑と回答

質疑がある場合は、令和5年8月7日（月）の午後3時までに質疑書（別紙様式-②）を持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで提出してください。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は8月8日（火）を目処に、ホームページに掲載します。

10 参加申込及び資格要件の確認

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書（別紙様式-③）に資格要件の確認書類を添えて提出してください。申込に必要な書類は次表のとおりです。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書	A 4 縦	1 部
2	法人概要書	A 4 縦	1 部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和5年8月10日（木）午後5時（必着）

③ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20

高知県総務部 市町村振興課 TEL : 088-823-9313

(2) 資格要件の確認

高知県総務部市町村振興課において参加申込書等を確認し、資格要件の確認完了後に、確認結果を令和5年8月15日（火）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについて説明を求めることができます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

11 企画提案書の作成

別途定める「令和5年度マイナンバーカード普及啓発促進事業委託業務 公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおりです。

12 審査

別途定める「令和5年度マイナンバーカード普及啓発促進事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領」のとおりです。

13 審査結果

審査結果は、令和5年8月31日（木）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

14 日程

- 令和5年8月2日（水） 募集開始
- 令和5年8月4日（金） 説明会
- 令和5年8月10日（木） 参加申込書の提出〆切
- 令和5年8月25日（金） 企画提案書の提出〆切
- 令和5年8月29日（火） 審査委員会（プレゼンテーション） ※予定
- 令和5年8月31日（木） 審査結果通知

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-④により提出してください。
開示・非開示の判断は様式-④に基づき行うものではなく、様式-④を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
高知県情報公開条例
[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj)
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

16 問合せ先

高知県総務部市町村振興課
担当者 濱口、松田
TEL 088-823-9313 / FAX 088-823-9767
E-mail s-gyousei@ken.pref.kochi.lg.jp

17 失格事項

次のいずれかに該当した場合、参加者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の参加者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

(6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

18 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、高知県契約規則第40条の規定により免除された場合又は高知県契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。